

総務委員会議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	頁
1 第 9 3 号 議 案	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 2
2 第 9 4 号 議 案	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・ 5
3 第 9 5 号 議 案	足立区公契約条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 9
4 第 1 0 9 号 議 案	東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修 その他工事請負契約・・・・・・・・・・ 1 5
5 第 1 1 0 号 議 案	環状七号線改修工事請負契約・・・・・・・・・・ 1 7
6 第 1 1 1 号 議 案	理科教育設備物品の購入について・・・・・・・・・・ 1 9
7 第 1 1 2 号 議 案	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び入れ替えについて・・ 2 0
8 第 1 1 3 号 議 案	区内避難所用エアーマット等の購入について・・・・・・・・ 2 1
9 第 1 1 4 号 議 案	南館地下 1 階 C V C F 蓄電池の買替について・・・・・・・・ 2 2
1 0 第 1 1 5 号 議 案	やよい図書館の書架・什器の購入について・・・・・・・・ 2 3
1 1 第 1 1 6 号 議 案	事務用机等の購入について・・・・・・・・・・ 2 4
1 2 第 1 1 7 号 議 案	東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について・・ 2 5

(総 務 部)

第 9 3 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	1 概要 職種「福祉」の中に職務名「保育教諭」が新設されたことに伴い、関係規定において所定の改正が必要であるため、条例の一部を改正する。 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に置かなければならない、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有している職員のことである。 なお、足立区で幼保連携型認定こども園に該当するのは「鹿浜こども園」のみである。 2 改正内容 保育教諭に適用される法律等の文言追加 臨時的任用の根拠規定に、「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」を追加する。 3 新旧対照表 別紙のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号 第1条～第12条 省略 (年次有給休暇) 第13条 省略 2～4 省略 5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項 ____の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 第14条 省略 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項 ____の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇	○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号 第1条～第12条 省略 (年次有給休暇) 第13条 省略 2～4 省略 5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項又は女子教職員の<u>出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項</u>の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 第14条 省略 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項又は女子教職員の<u>出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項</u>の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第 9 4 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	1 概要 職種「福祉」の中に職務名「保育教諭」が新設されたことに伴い、その職務に当たる者に適用される給与制度等を追加するため、条例の一部を改正する。 保育教諭とは、幼保連携型認定こども園に置かなければならない、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有している職員のことである。 なお、足立区で幼保連携型認定こども園に該当するのは「鹿浜こども園」のみである。 2 改正内容 (1) 義務教育等教員特別手当の支給 職務の級及び号給に応じて、月額 4, 6 1 0 円を超えない範囲内で支給する。 (2) 保育教諭に適用される法律等の文言追加 ア 「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」の公立学校等における教職員の臨時的任用に関する部分を追加する。 イ 「教育公務員特例法」の結核休職及び大学院修業休業に関する部分を追加する。 3 新旧対照表 別紙のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
第1条 省略 （給料） 第2条 給料は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。 2 省略 第3条～第24条の2 省略 （育児休業に伴う臨時的任用職員の給与） 第25条 育児休業法第6条第1項_____の規定により 臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の給与は、任命権者が職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。 2 省略 （休職者等の給与） 第26条 休職等となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。 （1）～（2） 省略 （新設）	第1条 現行のとおり （給料） 第2条 給料は、足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第19条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。 2 現行のとおり 第3条～第24条の2 現行のとおり （育児休業等に伴う臨時的任用職員の給与） 第25条 育児休業法第6条第1項又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により 臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の給与は、任命権者が職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。 2 現行のとおり （休職者等の給与） 第26条 休職等となつた職員（次項に規定する職員を除く。）に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。 （1）～（2） 現行のとおり （3） 教育公務員特例法第14条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当

改正前	改正後
	<u>第 1 項又は第22条の 5 第 1 項の規定により採用された職員とみなして、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例第32条の 2 第 2 項の規定を適用する。</u>

第 9 5 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	足立区公契約条例の一部を改正する条例																						
所管部課名	総務部 契約課																						
内 容	1 概要 これまでの事業者・労働者に対するアンケートや、足立区公契約等審議会、足立区労働報酬審議会での審議、パブリックコメント等の意見を受け、公契約条例の適用範囲の拡大等について、条例の一部を改正する。 2 改正内容 (1) 公契約条例の適用範囲の拡大 ア 第 6 条関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 例</td><td>工事請負契約 (工事又は製造の請負の契約)</td><td>予定価格 <u>1 億 8 千万円以上</u> の契約</td><td>予定価格 <u>1 億円以上</u> の契約</td></tr> <tr> <td>施 行 規 則</td><td>業務委託契約 (工事又は製造の請負以外の請負の契約)</td><td> 予定価格 9 千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務 </td><td> 予定価格 9 千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、<u>保守点検</u>の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u>の業務 ④ <u>人的警備</u>の業務 ⑤ <u>給食調理</u>の業務 ⑥ <u>学校用務</u>の業務 ⑦ <u>車両運行</u>の業務 ⑧ 区長が指定する業務 </td></tr> </tbody> </table> イ 第 1 7 条関係 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条 例</td><td>指定管理協定 (公の施設の管理に関する協定)</td><td><u>規則で定める施設</u> (保育園、生涯学習センター等 6 6 施設)の協定</td><td><u>すべての施設</u> (9 6 施設) の協定</td></tr> </tbody> </table>			項 目		改正前	改正後	条 例	工事請負契約 (工事又は製造の請負の契約)	予定価格 <u>1 億 8 千万円以上</u> の契約	予定価格 <u>1 億円以上</u> の契約	施 行 規 則	業務委託契約 (工事又は製造の請負以外の請負の契約)	予定価格 9 千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格 9 千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理</u> の業務 ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行</u> の業務 ⑧ 区長が指定する業務	項 目		改正前	改正後	条 例	指定管理協定 (公の施設の管理に関する協定)	<u>規則で定める施設</u> (保育園、生涯学習センター等 6 6 施設)の協定	<u>すべての施設</u> (9 6 施設) の協定
項 目		改正前	改正後																				
条 例	工事請負契約 (工事又は製造の請負の契約)	予定価格 <u>1 億 8 千万円以上</u> の契約	予定価格 <u>1 億円以上</u> の契約																				
施 行 規 則	業務委託契約 (工事又は製造の請負以外の請負の契約)	予定価格 9 千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理の業務 ② 電話交換、受付・案内の業務 ③ 区長が指定する業務	予定価格 9 千万円以上の契約のうち、以下の業務 ① 施設の設備・機器の運転、管理、 <u>保守点検</u> の業務 ② 電話交換、受付、案内の業務 ③ <u>施設の維持管理、運営、建物清掃</u> の業務 ④ <u>人的警備</u> の業務 ⑤ <u>給食調理</u> の業務 ⑥ <u>学校用務</u> の業務 ⑦ <u>車両運行</u> の業務 ⑧ 区長が指定する業務																				
項 目		改正前	改正後																				
条 例	指定管理協定 (公の施設の管理に関する協定)	<u>規則で定める施設</u> (保育園、生涯学習センター等 6 6 施設)の協定	<u>すべての施設</u> (9 6 施設) の協定																				

(2) 労働者に対する公契約条例周知の強化（第7条）

改正前	改正後
(新設)	ア 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、労働報酬下限額又は職種を通知する。 ※ 労働者に周知カードを配付し、賃金等に関する申し出先を通知するとともに、賃金等のセルフチェックを可能にする。

(3) 労働報酬下限額以上の賃金支給の確保と事業者の負担軽減（第7条）

改正前	改正後
ア 受注者は、 <u>労働者等の氏名、職種等を記載した台帳を作成し、報告する。</u>	ア 受注者は、 <u>労働条件が法令等に適合している旨を報告する。</u>
(新設)	イ 受注者及び受注関係者は、労働者等に適用される労働報酬下限額、労働時間等を記録、保存する。
(新設)	ウ 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務の契約に本条例を遵守する旨を定める。
(新設)	エ 受注関係者についても、区の立入調査等に協力すること、是正措置を講ずることを求められたときは速やかに応じることとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行年月日

令和7年4月1日

5 今後の方針

本議案が可決された際には、令和7年4月の施行に向けて、事業者、労働者等に対し、公契約条例の説明動画や区ホームページ、あだち広報などにより、丁寧に事前周知を行っていく。

改正前	改正後
○足立区公契約条例 平成25年 9 月30日 条例第47号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条） 第 2 章 公契約に定める事項等（第 6 条—第 8 条） 第 3 章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等（第 9 条—第12条） 第 4 章 公契約の適正な履行の確保（第13条—第15条） 第 5 章 公契約等審議会（第16条） 第 6 章 補則（第17条・第18条） 付則 第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 省略 第 2 章 公契約に定める事項等 （適用範囲） 第 6 条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。 （１） 予定価格が <u>1 億 8 千万円</u>以上の工事又は製造の請負の契約 （２） 省略 （公契約に定める事項） 第 7 条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者及び受注関係者は、当該事項を遵守しなければならない。 （１） 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に 対し、第 9 条第 1 項の規定により区長が定める労働報酬下限額<u> </u> <u> </u>以上の賃金等を支払わなければならないこと。 （２） 省略	○足立区公契約条例 平成25年 9 月30日 条例第47号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条） 第 2 章 公契約に定める事項等（第 6 条—第 8 条） 第 3 章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等（第 9 条—第12条） 第 4 章 公契約の適正な履行の確保（第13条—第15条） 第 5 章 公契約等審議会（第16条） 第 6 章 補則（第17条・第18条） 付則 第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 現行のとおり 第 2 章 公契約に定める事項等 （適用範囲） 第 6 条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。 （１） 予定価格が <u>1 億円</u>以上の工事又は製造の請負の契約 （２） 現行のとおり （公契約に定める事項） 第 7 条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者及び受注関係者は、当該事項を遵守しなければならない。 （１） 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に 対し、第 9 条第 1 項の規定により区長が定める労働報酬下限額<u>（以下この条において「労働報酬下限額」という。）</u>以上の賃金等を支払わなければならないこと。 （２） 現行のとおり

改正前	改正後
<u>(9)</u> 受注者がこの条例の規定に違反し、公契約を解除したときは、違約金を徴収することができること。 第8条 省略 第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等 (労働報酬下限額) 第9条 区長は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して、公契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。 (1) 省略 (2) 工事又は製造の請負以外の請負の契約 国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額その他の公的機関が定める基準及び区に勤務する<u>臨時職員</u>の賃金単価等 2～3 省略 第10条～第12条 省略 第4章 公契約の適正な履行の確保 第13条～第15条 省略 第5章 公契約等審議会 第16条 省略 第6章 補則 (指定管理者との協定) 第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるものについては、この条例の適用を受ける公契約とみなして、この規定を適用する。 第18条 省略	<u>(13)</u> 受注者がこの条例の規定に違反し、公契約を解除したときは、違約金を徴収することができること。 第8条 現行のとおり 第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等 (労働報酬下限額) 第9条 区長は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して、公契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。 (1) 現行のとおり (2) 工事又は製造の請負以外の請負の契約 国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額その他の公的機関が定める基準及び区に勤務する<u>常勤職員、会計年度任用職員の給与等</u> 2～3 現行のとおり 第10条～第12条 現行のとおり 第4章 公契約の適正な履行の確保 第13条～第15条 現行のとおり 第5章 公契約等審議会 第16条 現行のとおり 第6章 補則 (指定管理者との協定) 第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定_____については、この条例の適用を受ける公契約とみなして、この規定を適用する。 第18条 現行のとおり <u>付 則</u> (<u>施行期日</u>)

改正前	改正後
	1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例による改正後の足立区公契約条例第6条及び第17条の規定は、施行日以後に締結される工事又は製造の請負の契約及び施行日以後に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）と締結する公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものを除く。）について適用し、施行日前に締結した工事又は製造の請負の契約並びに施行日前に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定及び施行日以後に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものに限る。）については、なお従前の例による。

第 1 0 9 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	東加平小学校全体保全計画にかかる校庭改修その他工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 東部地区建設課、学校運営部 学校施設管理課
内 容	1 契約の相手方 誠和光建株式会社 代表取締役 田中 尊仁 東京都足立区古千谷本町二丁目 2 0 番 3 号 2 契約金額 2 2 9, 9 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 9. 7 6 %) 3 契約番号 6 足総契契第 0 1 0 5 2 4 号 4 工 期 契約締結の翌営業日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで 5 工事場所 足立区加平一丁目 1 2 番 1 2 号 6 工事内容 (1) 校庭人工芝改修工事 (2) 遊具その他設備改修工事 (3) マンホールトイレ設置工事 (4) 校門改修工事 (5) 上記工事に係る給排水設備改修工事 7 そ の 他 (1) 入札・開札年月日 令和 6 年 8 月 1 9 日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札 (総合評価方式) (3) 入札参加事業者数 5 者 (予定価格超過 1 者、辞退 3 者) (4) 仮契約年月日 令和 6 年 8 月 2 6 日 (5) 予定価格 2 3 0, 4 5 0, 0 0 0 円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。



第 1 1 0 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	環状七号線改修工事請負契約		
所管部課名	総務部 契約課、都市建設部 道路公園整備室 道路整備課		
内 容	1 契約の相手方 丸藤小林土木株式会社 代表取締役 小林 百合子 東京都足立区谷中四丁目 2 番 3 号 2 契約金額 2 6 8, 4 0 0, 0 0 0 円 (落札率 9 9 . 7 1 %) 3 契約番号 6 足総契契第 0 1 0 5 4 9 号 4 工 期 契約締結の翌営業日から令和 7 年 8 月 2 9 日まで 5 工事場所 足立区谷中四丁目 1 番から谷中二丁目 8 番先 6 工事内容 (1) 舗装工 L=173m 車道部面積 2368m² 歩道部面積 454m² 右左折レーンの設置 (2) 道路土工 (3) 防護柵工 L=122m (4) 標識工 5基 (5) 下水道施設工 本管 L= 58m (6) 電気設備工 街路灯 5基 (7) 信号関連設備工 地中埋設管 L=133m ハンドホール 4 基 7 そ の 他 (1) 入札・開札年月日 令和 6 年 8 月 2 0 日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札 (3) 入札参加事業者数 5 者 (予定価格超過 1 者、辞退 3 者) (4) 仮契約年月日 令和 6 年 8 月 2 7 日 (5) 予定価格 2 6 9, 1 7 3, 3 0 0 円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。		



第 1 1 1 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	理科教育設備物品の購入について
所管部課名	総務部 契約課、学校運営部 学校支援課
内 容	1 契約の相手方 有限会社あづま商店 代表取締役 東 英徳 東京都足立区千住元町 1 8 番 3 号 2 契約金額 3 7, 7 4 1, 5 5 0 円 (落札率 9 4. 7 1 %) 3 契約方法 指名競争入札 4 契約番号 6 足総契契第 0 2 2 0 7 0 号 5 納 期 限 令和 6 年 1 1 月 2 9 日 6 納 入 場 所 千寿小学校外 1 0 1 校 7 契約内容 理科教育設備整備のための物品を購入する。 (1) 小学校 生物顕微鏡 4 6 9 台 (2) 中学校 鉄製スタンド 3 5 0 台 8 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 6 年 8 月 7 日 (2) 入札日・開札日 令和 6 年 7 月 3 1 日 (3) 指名業者 1 0 者 (予定価格超過 4 者、辞退 1 者、不参加 2 者) (4) 予定価格 3 9, 8 4 9, 0 4 0 円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第 1 1 2 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	災害備蓄用アルファ化米等の購入及び入れ替えについて														
所管部課名	総務部 契約課、危機管理部 災害対策課														
内 容	1 契約の相手方 船山株式会社 東京本店 取締役本店長 多田 奈美 東京都中央区月島二丁目 2 0 番 1 5 号 2 契約金額 2 1 4, 6 1 3, 4 3 1 円 (落札率 8 9. 1 9 %) 3 契約方法 指名競争入札 4 契約番号 6 足総契契第 0 2 2 0 9 7 号 5 納 期 限 令和 7 年 3 月 2 1 日 6 納 入 場 所 災害対策課指定場所 7 契約内容 災害備蓄用アルファ化米等を購入し、現在備蓄してあるものと入れ替える。 また、増配備用としてレトルト玄米保存食等を購入する。 <table> <tr> <td>(1) アルファ化米(五目ご飯)</td><td>6 0, 0 0 0 食</td></tr> <tr> <td>(2) アルファ化米(わかめご飯)</td><td>6 5, 0 0 0 食</td></tr> <tr> <td>(3) アルファ化米(梅粥)</td><td>4, 7 0 0 食</td></tr> <tr> <td>(4) 災害備蓄用クラッカー</td><td>6 7, 2 7 0 食</td></tr> <tr> <td>(5) レトルト玄米保存食</td><td>1 2 5, 0 0 0 食</td></tr> <tr> <td>(6) フリーズドライご飯</td><td>7 5, 0 0 0 食</td></tr> <tr> <td>(7) 1 2 年保存飲料水</td><td>1 4 2, 2 8 4 本</td></tr> </table> 8 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 6 年 8 月 2 7 日 (2) 入札日・開札日 令和 6 年 8 月 2 0 日 (3) 指名業者 1 0 者(予定価格超過 1 者、辞退 2 者) (4) 予定価格 2 4 0, 6 1 3, 5 8 8 円(事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	(1) アルファ化米(五目ご飯)	6 0, 0 0 0 食	(2) アルファ化米(わかめご飯)	6 5, 0 0 0 食	(3) アルファ化米(梅粥)	4, 7 0 0 食	(4) 災害備蓄用クラッカー	6 7, 2 7 0 食	(5) レトルト玄米保存食	1 2 5, 0 0 0 食	(6) フリーズドライご飯	7 5, 0 0 0 食	(7) 1 2 年保存飲料水	1 4 2, 2 8 4 本
(1) アルファ化米(五目ご飯)	6 0, 0 0 0 食														
(2) アルファ化米(わかめご飯)	6 5, 0 0 0 食														
(3) アルファ化米(梅粥)	4, 7 0 0 食														
(4) 災害備蓄用クラッカー	6 7, 2 7 0 食														
(5) レトルト玄米保存食	1 2 5, 0 0 0 食														
(6) フリーズドライご飯	7 5, 0 0 0 食														
(7) 1 2 年保存飲料水	1 4 2, 2 8 4 本														

第 1 1 3 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	区内避難所用エアーマット等の購入について														
所管部課名	総務部 契約課、危機管理部 災害対策課														
内 容	1 契約の相手方 船山株式会社 東京本店 取締役本店長 多田 奈美 東京都中央区月島二丁目 2 0 番 1 5 号 2 契約金額 5 7, 6 0 0, 8 1 8 円 (落札率 5 6. 4 8 %) 3 契約方法 指名競争入札 4 契約番号 6 足総契契第 0 2 2 1 0 1 号 5 納 期 限 令和 7 年 3 月 2 1 日 6 納 入 場 所 千寿小学校 (足立区千住宮元町 6 番 1 号) 外 1 1 1 か所 7 契約内容 区内避難所用エアーマット等を購入し、現在備蓄している寝具 (マット) と入れ替えを行う。 <table> <tr> <td>(1) エアーマット</td><td>7 0, 7 1 0 枚</td></tr> <tr> <td>(2) 電動エアーポンプ (A C タイプ)</td><td>5 6 8 個</td></tr> <tr> <td>(3) ダブルアクションハンドポンプ</td><td>1 4 2 個</td></tr> </table> 8 そ の 他 <table> <tr> <td>(1) 仮契約年月日</td><td>令和 6 年 8 月 2 7 日</td></tr> <tr> <td>(2) 入札日・開札日</td><td>令和 6 年 8 月 2 0 日</td></tr> <tr> <td>(3) 指名業者</td><td>1 0 者 (辞退 4 者、不参加 2 者)</td></tr> <tr> <td>(4) 予定価格</td><td>1 0 1, 9 9 2, 5 0 6 円 (事後公表)</td></tr> </table> ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	(1) エアーマット	7 0, 7 1 0 枚	(2) 電動エアーポンプ (A C タイプ)	5 6 8 個	(3) ダブルアクションハンドポンプ	1 4 2 個	(1) 仮契約年月日	令和 6 年 8 月 2 7 日	(2) 入札日・開札日	令和 6 年 8 月 2 0 日	(3) 指名業者	1 0 者 (辞退 4 者、不参加 2 者)	(4) 予定価格	1 0 1, 9 9 2, 5 0 6 円 (事後公表)
(1) エアーマット	7 0, 7 1 0 枚														
(2) 電動エアーポンプ (A C タイプ)	5 6 8 個														
(3) ダブルアクションハンドポンプ	1 4 2 個														
(1) 仮契約年月日	令和 6 年 8 月 2 7 日														
(2) 入札日・開札日	令和 6 年 8 月 2 0 日														
(3) 指名業者	1 0 者 (辞退 4 者、不参加 2 者)														
(4) 予定価格	1 0 1, 9 9 2, 5 0 6 円 (事後公表)														

第 1 1 4 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	南館地下 1 階 C V C F 蓄電池の買替について
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 庁舎管理課
内 容	1 契約の相手方 株式会社ホマレ電池 代表取締役社長 江原 吉一 東京都千代田区神田佐久間町三丁目 2 1 番地 2 契約金額 7 1, 5 0 0, 0 0 0 円（落札率 9 6. 3 0 %） 3 契約方法 指名競争入札 4 契約番号 6 足総契契第 0 2 2 1 7 7 号 5 納 期 限 令和 7 年 3 月 1 4 日 6 納 入 場 所 足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号 （南館地下 1 階蓄電池室） 7 契 約 内 容 南館地下 1 階 C V C F 設備の蓄電池 2 組の買替を行う。 型式：制御弁式据置鉛蓄電池（M S E 形）（同等品可） 容量：6 0 0 A h / 1 0 H R 数量：1 4 1 セル 8 そ の 他 （1）仮契約年月日 令和 6 年 8 月 2 7 日 （2）入札日・開札日 令和 6 年 8 月 2 0 日 （3）指名業者 1 0 者 （予定価格超過 2 者、辞退 6 者、不参加 1 者） （4）予定価格 7 4, 2 5 0, 0 0 0 円（事後公表） ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第 1 1 5 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	やよい図書館の書架・什器の購入について
所管部課名	総務部 契約課、地域のちから推進部 生涯学習支援室 中央図書館
内 容	1 契約の相手方 帝国器材株式会社 代表取締役社長 大原 和子 東京都足立区江北二丁目 4 番 2 7 号 2 契約金額 6 1, 0 9 4, 4 4 0 円（落札率 9 7. 9 5 %） 3 契約方法 指名競争入札 4 契約番号 6 足総契契第 0 2 2 1 2 2 号 5 納 期 限 令和 7 年 1 月 3 1 日 6 納 入 場 所 やよい図書館指定場所 7 契約内容 書架及び什器等を購入する。 （1）木金書架 複式 6 連 5 段 6 台 （2）木金書架 複式 5 連 5 段 6 台 （3）木金書架 複式 6 連 4 段 4 台 （4）閲覧机 対面 4 人用 8 台 （5）他 7 2 品 8 そ の 他 （1）仮契約年月日 令和 6 年 8 月 3 0 日 （2）入札日・開札日 令和 6 年 8 月 2 3 日 （3）指名業者 1 0 者（予定価格超過 7 者、辞退 2 者） （4）予定価格 6 2, 3 7 0, 0 0 0 円（事後公表） ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第 1 1 6 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件名	事務用机等の購入について		
所管部課名	総務部 契約課、衛生部 江北保健センター		
内 容	1	契約の相手方	株式会社トラヤ 代表取締役 遠藤 章 東京都足立区千住旭町40番27号
	2	契約金額	137,789,630円 (落札率89.04%)
	3	契約方法	指名競争入札
	4	契約番号	6足総契契第022134号
	5	納期限	令和7年3月21日
	6	納入場所	江北保健センター指定場所
	7	契約内容	すこやかプラザ あだちの会議テーブル、収納庫等を購入する。
		(1) 会議テーブル	191台
		(2) 収納庫	159台
		(3) 机	45台
	8	その他	
		(1) 仮契約年月日	令和6年9月3日
		(2) 入札日・開札日	令和6年8月27日
	(3) 指名業者	10者(辞退5者)	
	(4) 予定価格	154,758,692円(事後公表)	
	※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。		

第 1 1 7 号議案説明資料

令和 6 年 9 月 2 6 日

件 名	東綾瀬中学校改築空調設備工事請負契約の変更について																										
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 東部地区建設課、学校運営部 学校施設管理課																										
内 容	1 契約の相手方 水工房・カンノ建設共同企業体 代表者 株式会社水工房 代表取締役 青木 大輔 東京都足立区加賀一丁目5番4号																										
	2 契 約 金 額																										
	<table><tr><th>変更回</th><th>時期</th><th>契約金額</th><th>変更額</th></tr><tr><td>当 初</td><td>令4.9</td><td>487,300,000円</td><td>—</td></tr><tr><td>1回目</td><td>令5.11</td><td>527,901,000円</td><td>40,601,000円</td></tr><tr><td>2回目</td><td>令6.7</td><td>535,183,000円</td><td>7,282,000円</td></tr><tr><td>3回目(予定)</td><td>令6.9</td><td>539,957,000円</td><td>4,774,000円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>計</td><td>52,657,000円 (増加率10.8%)</td></tr></table>			変更回	時期	契約金額	変更額	当 初	令4.9	487,300,000円	—	1回目	令5.11	527,901,000円	40,601,000円	2回目	令6.7	535,183,000円	7,282,000円	3回目(予定)	令6.9	539,957,000円	4,774,000円			計	52,657,000円 (増加率10.8%)
	変更回	時期	契約金額	変更額																							
	当 初	令4.9	487,300,000円	—																							
	1回目	令5.11	527,901,000円	40,601,000円																							
	2回目	令6.7	535,183,000円	7,282,000円																							
	3回目(予定)	令6.9	539,957,000円	4,774,000円																							
			計	52,657,000円 (増加率10.8%)																							
	※ 契約金額には消費税を含む。																										
【3回目（予定）前回契約金額との差額内訳】																											
同時進行している建築、給排水衛生設備及び電気設備工事との調整による配管延長に伴い、空調機能力確保のため、配管口径等仕様変更による増加 (約500万円)																											
3 過去の契約変更理由および内容																											
(1) 1回目変更																											
公共工事設計労務単価（人件費）の上昇により、請負金額が著しく不 適当になることが見込まれたため、契約金額の増加 (約4,000万円)																											
(2) 2回目変更																											
ア 公共工事設計労務単価（人件費）の上昇により、請負金額が著しく 不適當になることが見込まれたため、契約金額の増加(約600万円)																											
イ 建築工事の契約工期延伸に伴う工期延長による諸経費の増加 (約100万円)																											
4 契 約 年 月 日	令和4年9月30日																										
5 契 約 番 号	4足総契契第010479号																										
6 工 期																											
<table><tr><th>変更回</th><th>工期</th></tr><tr><td>当初～1回目</td><td>令和4年10月3日から令和6年8月16日</td></tr><tr><td>2回目</td><td>令和4年10月3日から令和6年10月11日</td></tr><tr><td>3回目（予定）</td><td>変更なし</td></tr></table>			変更回	工期	当初～1回目	令和4年10月3日から令和6年8月16日	2回目	令和4年10月3日から令和6年10月11日	3回目（予定）	変更なし																	
変更回	工期																										
当初～1回目	令和4年10月3日から令和6年8月16日																										
2回目	令和4年10月3日から令和6年10月11日																										
3回目（予定）	変更なし																										

	7 工 事 場 所 足立区綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号 ※ 別紙のとおり 8 契約変更（仮承諾）年月日 令和 6 年 8 月 3 0 日 9 そ の 他 議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が 1 0 0 分の 1 0 以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、本件を提出する。
--	--

